

第 38 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会協議結果について

第 38 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会で行った書面協議の実施概要及び協議結果等については、以下のとおりです。

1 実施概要

(1) 協議事項

道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について

特定非営利活動法人 ミライボランティア南 (秦野市)

道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について

一般社団法人 さうんどうサポート (平塚市)

特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ (平塚市)

(2) 協議方法 委員ごとに書面で承認し、「表決書」を作成する。

(3) 協議期間 令和 3 年 2 月 2 日 (火) から 2 月 10 日 (水) までの 9 日間

2 協議結果

(1) 表決書提出委員数 23 名 (委員 23 名中 23 名が提出)

湘南西部地区福祉有償運送運営協議会設置要綱 (以下、「要綱」) 第 8 条第 1 項 (委員の過半数出席) を書面協議の表決書提出数と読み替え、協議が成立したとする。

(2) 各事項の協議結果

単位 (人)

申請団体	承認	承認しない	合計
特定非営利活動法人 ミライボランティア南 (秦野市)	23	0	23
一般社団法人 さうんどうサポート (平塚市)	23	0	23
特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ (平塚市)	23	0	23

上記各事業所の道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請及び道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請については、承認多数により協議が整った旨報告します。なお、協議事項に対する各委員からの事前確認内容については以下のとおりです。事前確認内容対し各市及び事業者が検討を行い下記のとおり対応した上で、各委員へ協議を依頼しました。

(参考～各委員からの事前確認内容及び各市や事業者の対応状況～)

第 38 回湘南西部地区福祉有償運送運営協議会へ提出された各申請に対し、各委員から提出された確認事項及び対応状況等は、以下のとおりです。

1 実施概要

(1) 確認事項及び報告事項

①確認事項 道路運送法第 79 条の 2 に基づく新規登録申請について

特定非営利活動法人 ミライボランティア南 (秦野市)

道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について

一般社団法人 さうんどうサポート (平塚市)

特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ (平塚市)

②報告事項 平成 31 年度 (令和元年度) 福祉有償運送実績報告について (追加分等)

(2) 確認方法 委員ごとに書面を確認し、「確認表」を作成する。

(3) 確認期間 令和 3 年 1 月 18 日 (月) から 1 月 27 日 (水) までの 10 日間

2 確認結果

(1) 確認表提出委員数 23 名 (委員 23 名中 23 名が提出)

(2) 申請内容等の確認結果

単位 (人)

申請団体	確認事項	確認事項	合計
	有	無	
特定非営利活動法人 ミライボランティア南 (秦野市)	3	20	23
一般社団法人 さうんどうサポート (平塚市)	1	22	23
特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ (平塚市)	0	23	23

単位 (人)

	確認事項	確認事項	合計
	有	無	
平成 31 年度 (令和元年度) 福祉有償運送実績報告書 (追加分等)	1	22	23

申請内容に対する各委員からの確認事項については、各市及び事業者が検討のうえ下記のとおり対応いたしました。

(3) 申請内容に対する各委員からの確認事項と対応状況について

確認表で提出された申請内容に対する確認事項については、次のとおり対応いたしました。

①道路運送法第79条の2に基づく新規登録申請について

【特定非営利活動法人 ミライボランティア南（秦野市）】

	委員からの確認事項	確認内容に対する事業所の対応
1	資料1「申請書」では所有車両が3両となっているが、対象車の車検証所有者がミライボランティア南ではないため、持込車両区分に該当するのではないか。	頂いたご意見を踏まえ秦野市と検討し、記載内容を修正しました。
2	資料4「利用料金一覧」の運送の対価について、確実に4名以上の複数乗車は無いのか。	複数乗車の運送の対価の比較表は例示として記載しており、複数乗車の場合の運送の対価は、本文記載の「運送の対価を乗車人数で割ったものとする。」となります。そのため、4名の乗車のケースが発生する可能性を否定したものではありません。
3	資料4「利用料金一覧」の迎車料金について、運送の対価と同様に「1人分の迎車料金を乗車人数で除す」と記載すべきではないか。	頂いたご意見を踏まえ秦野市と検討し、料金が明確になるよう記載内容を修正しました。
4	参考資料P19とP23「株式会社及び個人とNPO法人との自動車賃貸借契約書」が3台9万円分結ばれているが、それだけの経費を支出しても事業が安定して継続可能なのか。	持込車両において支払われる車両費（当該車両の維持管理費（保険料、検査費用、消耗品料等を含む））及びNPOの管理費を含む実費として、運送の対価から賄うことを考えています。また、不足した場合、支援者からの寄付金で補填いたします。
5	参考資料P23「個人とNPO法人が結ぶ自動車賃貸借契約書」について、甲の部分が「株式会社～」になっている。記載内容の確認が必要である。	頂いたご意見を踏まえ秦野市と検討し、記載内容を修正しました。

②道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について

【一般社団法人 さうんどうサポート (平塚市)】

	委員からの確認事項	確認内容に対する事業所の対応
1	旅客 36 名に対し 1 両の車で対応するとあるが、旅客の利便性に影響はないのか。	多くの旅客が常に定期的な利用を希望しているわけではなく、また、現在も旅客の希望に沿って運行できているため、今後も利便性を損なわず対応可能と考えています。

③道路運送法第 79 条の 6 に基づく更新申請について

【特定非営利活動法人 お出かけサポーターズ (平塚市)】

	委員からの確認事項	確認内容に対する事業所の対応
1	—	—

④平成 31 年度 (令和元年度) 福祉有償運送実績報告について (追加分等)

	委員からの確認事項	確認内容に対する事業所の対応
1	—	—

※平成 31 年度 (令和元年度) 福祉有償運送実績報告に関する確認事項については、委員へ直接確認内容の説明及び内容調整を行いました。そのため、上記の記載事項として扱わないこととします。

以 上